

株 主 各 位

新 潟 県 長 岡 市 浦 9 7 5 0 番 地
岩塚製菓株式会社
代表取締役社長 榎 春 夫

第62回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第62回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年6月24日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月25日（木曜日）午前10時
2. 場 所 新潟県長岡市飯塚2958番地
岩塚製菓株式会社 R & D ・ M センター
3階 コンベンションホール
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目 的 事 項
報 告 事 項
 1. 第62期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第62期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）
計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第 1 号議案 剰余金の処分の件
- 第 2 号議案 定款一部変更の件
- 第 3 号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。） 7 名選任の件
- 第 4 号議案 監査等委員である取締役 3 名選任の件
- 第 5 号議案 補欠の監査等委員である取締役 1 名選任の件
- 第 6 号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件
- 第 7 号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
- 第 8 号議案 会計監査人選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 当社では、定款第18条の定めにより、代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方 1 名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- (2) 議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の 3 日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、当社WEBサイト(<http://www.iwatsukaseika.co.jp/>)に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

1. 当事業年度の事業の状況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、政府による経済政策や日銀の金融政策を背景に円安が進行し、輸出関連企業の業績や雇用情勢に改善がみられたものの、その反面、輸入原材料の価格が高騰し、食品業界におきましては、多くの分野で値上げが行われました。また、消費税率引き上げを境に個人消費が減退し、その後の回復には足踏みがみられました。

米菓業界におきましては、消費が伸び悩む中で競合他社との販売競争の激化に加え、輸入原材料価格やエネルギーコストの上昇を受け、引き続き厳しい経営環境にありました。

当社グループは、このような環境の下、中期経営計画「岩塚Re-Bornプラン」に基づき「確固たる利益体質の構築」に注力してまいりました。

消費税増税後の大幅な減収・減益予測に対し、周到な販売施策・商品施策を立案し実施したことにより、増税の影響をほとんど受けずに対応することができました。また、主力商品の販売に集中し、生産性の向上に努めるとともに、国産米100%使用した高品質・高付加価値商品の開発に取り組み、競合他社との差別化を図ってまいりました。さらに、個食商品といった市場動向の変化に即応した商品政策、販売戦略を推進し、ブランドの育成に努めてまいりました。

以上の結果、当連結会計年度における連結売上高は220億14百万円（前連結会計年度比4.6%増）、営業利益は4億58百万円（前連結会計年度比4.7%増）、経常利益は28億86百万円（前連結会計年度比20.1%増）、当期純利益は16億97百万円（前連結会計年度比21.2%増）となりました。

当社の事業の概況

(米菓の製造・販売事業)

中期経営計画「岩塚Re-Bornプラン」の2期目となる第62期は「新たな成長への基盤づくり」に努めてまいりました。また、食品メーカーとして最重要課題である食の「安全・安心」を確保するために、トレサビリティ体制やフードディフェンス等、品質保証体制の整備にも取り組んでまいりました。さらに米菓の主原料である「米」は、良質な国産米を安定的に調達することを目的に、農家との契約栽培米のウエイトを高める取り組みを進めており、昨年の国産米（特定米穀）の暴落や円安による「コスト軸」から国産米に切り替える競合他社の動きとは一線を画しております。原材料費におきましては第3四半期以降、原料米の高どまりに加え大豆価格の上昇、円安による食用油・ナッツ・香辛料等の高騰やエネルギー・輸送コストの上昇が、原価率を押し上げる結果となりました。

開発部門におきましては、特に「あられ・おかき」カテゴリーにおける売上シェアNo.1を達成するための商品開発に注力いたしました。昨年9月に発売した「田舎のおかきプレミアム」2品は、新潟県産米100%の生地と、産地にこだわった昆布と青のりを使用することによる品質が評価され、首都圏を中心に売上が堅調に推移しました。また、「大袖振豆もち」の姉妹品として発売した「大袖振豆もち醤油味」は、黒糖を使用した甘口醤油が、素材の味をより一層引き立たせた商品としてご好評をいただき「大袖振豆もち」ブランドの強化につながりました。

製造部門におきましては、主力商品の「田舎のおかきシリーズ」の販売が引き続き好調なことから、沢下条第四工場のもち米の仕込み工程の設備を増強し、「あられ・おかき」カテゴリーにおいて売上シェアNo.1を目指す生産体制を整えました。また、I P S（岩塚プロダクションシステム）活動を推進し、生産ラインと作業の改善、ムダの排除とロスの低減に取り組み、生産性の向上を図りました。

営業部門におきましては、主力商品の販売に集中することにより、ブランド育成に注力してまいりました。拡販企画の「世界に誇る日本のおいしさプレゼントキャンペーン」「日本の心こだわりおにぎりセットキャンペーン」等を実施することにより、国産米100%商品であることをPRしてまいりました。また、「岩塚の黒豆せんべい」は、昨年8月に発売した「岩塚の黒豆せんべい六穀ブレンド」と併売企画を実施し、相乗効果により販売拡大につながりました。その結果、「10枚岩塚の黒豆せんべい」は、「煎餅・あられ（かた焼）カテゴリー商品別販売金額アイテムランキング」で、

「田舎のおかき（醤油・塩・ざらめ）」は、「煎餅・あられ（おかき）カテゴリーブランド別販売金額」で3年連続売上No.1となりました。（インテージSRI調べ 2012年1月～2014年12月）

また、CSRの取り組みとして、廃棄物の削減や包材の簡素化による環境負荷低減、原料米を国産100%としたことによるフードマイレージの低減、「花いっぱいフェア」への参加や毎月の事業所周辺の清掃・美化活動等が評価され、平成26年度第19回新潟県環境賞（企業の部）の栄誉を賜りました。

以上の結果、当社の売上高は、207億13百万円、営業利益は3億68百万円、経常利益は28億28百万円、当期純利益は16億67百万円となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施しました設備投資の総額は11億40百万円であり、主にもち米の仕込み設備の増設ならびに生産性の向上や原価低減を図るものでした。

③ 資金調達の状況

設備投資の資金調達につきましては、自己資金を充当いたしました。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産および損益の状況

区 分	第59期 (平成24年3月期)	第60期 (平成25年3月期)	第61期 (平成26年3月期)	第62期 (当連結会計年度) (平成27年3月期)
売上高(千円)	21,547,377	20,586,527	21,044,006	22,014,148
経常利益(千円)	599,856	1,338,830	2,404,206	2,886,271
当期純利益(千円)	155,429	760,001	1,400,879	1,697,840
1株当たり当期純利益(円)	26.99	132.23	243.79	295.58
総資産(千円)	72,125,254	103,576,928	109,857,929	96,079,491
純資産(千円)	45,703,874	67,336,550	72,374,583	66,693,942
1株当たり純資産額(円)	7,939.76	11,718.34	12,595.40	11,686.64

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社および関連会社の状況

会 社 名	資本金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
〈子会社〉			
株 式 会 社 瑞 花	60,000千円	100%	高 級 米 菓 販 売
株式会社新潟味のれん本舗	100,000千円	100%	米 菓 通 信 販 売
株 式 会 社 越 後 抄	100,000千円	100%	法 人 向 け 米 菓 販 売
里山元気ファーム株式会社	10,000千円	100%	農産物・農産加工品販売
〈関連会社〉			
旺旺・ジャパン株式会社	100,000千円	40%	食 料 品 の 輸 出 入

(4) 対処すべき課題

米菓業界におきましては、個人消費の回復の遅れがメーカー間の販売競争を激化させ、販売コストの増加が懸念されます。また、円安にともなう原材料価格や、物流コストの上昇など、取り巻く経営環境は引き続き厳しい状況となることが予想されます。

当社ではこうした経営環境の中、前連結会計年度に導入した執行役員制度を機能させ、業務執行の効率化と意思決定の迅速化を図り、機動的な経営を行ってまいります。

また、中期経営計画「岩塚Re-Bornプラン」の最終年度となる、平成27年度の基本方針を『新たな成長に向かって磐石なる経営基盤を確立する』とし、次に掲げる経営課題に取り組み、経営計画を達成するとともに、将来の持続的成長の実現に向けた基盤づくりを進めてまいります。

①商品の検査体制ならびに原材料仕入先への品質監査体制を強化するとともに、ISO22000のより効果的な運用により、食品メーカーの原点である安全・安心な商品をお客様にお届けするための、品質保証体制を確立してまいります。

②物と情報の流れの変化に対応するため、岩塚ロジスティック戦略を策定し、時間・距離・コスト・情報等をもとに需要と供給が円滑に繋がる環境の整備と、エリア戦略の重要課題として物流システムを再構築してまいります。

③日本創生、農業特区政策など事業展開のチャンスの時と捉え、今期、新規分野に参入してまいります。そして「日本の良いものネットワーク」の中核企業として、日本の食に関わっていくため、岩塚製菓グループのチャネルをフル活用してまいります。

④監査等委員会設置会社への移行による監査・監督機能の強化とコーポレートガバナンス体制の一層の強化を図ることで、より透明性の高い経営を実現し、あらゆるステークホルダーに信頼いただける会社を目指してまいります。また、全社を挙げての社会貢献活動を継続的に発展させてまいります。

⑤提携企業である旺旺集団への品質・技術指導ならびに、新商品開発提案等による交流を通じた連携強化と情報の共有化を図るとともに、北米・東南アジア諸国の基本情報を整備し、今後の海外事業戦略を策定してまいります。

⑥女性の活用を含めた中長期的な人財育成プログラムの実行とトータル人事制度の本格的な運用により、高い競争力と業務遂行能力を持つ人財の育成を図り、持続的な成長の原動力といたします。

当社グループは、経営課題を着実に実行し、第63期の経営計画の達成を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援とご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（平成27年3月31日現在）

当社グループは、米菓の製造・販売を主要な事業としております。主要な製品名および子会社・関連会社の事業内容は以下のとおりです。

会 社 名	主 要 な 製 品 ・ 事 業 内 容
岩塚製菓株式会社	岩塚の黒豆せんべい、味しらべ、田舎のおかき、田舎のおかき塩味、田舎のおかきざらめ味、新潟ぬれせんべい、新潟ぬれおかき、大人の新潟ひとつまみ海老黒胡椒、大人のえびカリ、大袖振豆もち
子会社・関連会社	高級米菓の店舗販売や米菓の通信販売、法人向けの米菓販売、農産物・農産加工品の販売、食料品の輸出入を行っております。

(6) 主要な営業所および工場（平成27年3月31日現在）

① 当社の主要な事業所

本 社	新潟県長岡市
R & D ・ M センター	新潟県長岡市
工 場	飯塚工場（新潟県長岡市）、沢下条工場（新潟県長岡市）、中沢工場（新潟県長岡市）、長岡工場（新潟県長岡市）、千歳工場（北海道千歳市）
支 店	広域第一支店（東京都台東区）、広域第二支店（東京都台東区）、広域第三支店（東京都台東区）、北海道支店（北海道札幌市）、東北支店（宮城県仙台市）、信越支店（新潟県新潟市）、東京東支店（埼玉県草加市）、東京西支店（東京都稲城市）、中部支店（愛知県北名古屋市）、関西支店（大阪府大阪市）、中国九州支店（福岡県福岡市）

② 子会社および関連会社

株式会社瑞花	本社（新潟県長岡市）、直営店（新潟県5店舗、東京都2店舗）
株式会社新潟味のれん本舗	本社、ショールーム（新潟県長岡市）
株式会社越後抄	本社（新潟県長岡市）、東京営業所（東京都台東区）
里山元気ファーム株式会社	本社、岩塚直売店、中沢直売店（新潟県長岡市）、米の辻（東京都世田谷区）
旺旺・ジャパン株式会社	本社（東京都台東区）

(7) 使用人の状況（平成27年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
848 (167) 名	△3 (22) 名

(注)使用人数は就業員数であり、準社員、パートおよび嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
783 (130) 名	2 (12) 名	39.1歳	14.8年

(注)使用人数は就業員数であり、準社員、パートおよび嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成27年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 北 越 銀 行	450百万円
株 式 会 社 第 四 銀 行	300百万円
シ ン ジ ケ ー ト ロ ー ン	400百万円

(注)シンジケートローンは、株式会社北越銀行他2行からの協調融資によるものであります。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成27年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 23,980,000株
- ② 発行済株式の総数 5,995,000株
- ③ 株主数 2,956名

④ 大株主（上位10位）

株主名	持株数	持株比率
岩塚製菓共栄会	312,400株	5.47%
株式会社北越銀行	280,000株	4.91%
株式会社第四銀行	250,000株	4.38%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	246,000株	4.31%
平石穀一	244,346株	4.28%
U B S A G S I N G A P O R E	237,700株	4.17%
榎政男	202,105株	3.54%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	169,661株	2.97%
榎キク	162,619株	2.85%
CGML PB CLIENT ACCOUNT/COLLATERAL	159,800株	2.80%

(注) 1. 当社は、自己株式を288,145株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

平成27年3月13日に、自己株式39,200株を254,016,000円にて取得いたしました。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役および監査役の状況（平成27年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	楨 春 夫	株式会社瑞花取締役 株式会社新潟味のれん本舗取締役 株式会社社越後抄取締役 里山元気ファーム株式会社取締役 旺旺・ジャパン株式会社取締役 Want Want China Holdings Limited非執行董事 株式会社エム・アイ・ビー取締役 株式会社紀文食品監査役
常 務 取 締 役	郷 芳 夫	当社管理本部長兼内部監査室長 株式会社瑞花取締役 株式会社新潟味のれん本舗取締役 株式会社社越後抄取締役 里山元気ファーム株式会社取締役 旺旺・ジャパン株式会社監査役
取 締 役	大 矢 俊 寿	当社製造本部長兼IPS推進室長 株式会社瑞花取締役 株式会社新潟味のれん本舗取締役 株式会社社越後抄取締役 里山元気ファーム株式会社取締役
取 締 役	小 林 正 光	当社商品開発本部長 株式会社瑞花取締役 株式会社新潟味のれん本舗取締役 株式会社社越後抄取締役 里山元気ファーム株式会社取締役
取 締 役	星 野 忠 彦	当社営業本部長兼広域流通部長 株式会社瑞花取締役 株式会社新潟味のれん本舗取締役 株式会社社越後抄取締役 里山元気ファーム株式会社取締役
取 締 役	楨 大 介	当社経営企画本部長兼経営企画室長 株式会社瑞花取締役 株式会社新潟味のれん本舗取締役 株式会社社越後抄取締役 里山元気ファーム株式会社取締役 旺旺・ジャパン株式会社取締役
常 勤 監 査 役	関 春 夫	株式会社瑞花監査役 株式会社新潟味のれん本舗監査役 株式会社社越後抄監査役 里山元気ファーム株式会社監査役
監 査 役	平 石 毅 一	
監 査 役	佐 野 榮日出	税理士 田辺工業株式会社常勤監査役 株式会社エヌ・シィ・ティ監査役

- (注) 1. 監査役関 春夫氏および佐野榮日出氏は、社外監査役であります。なお、当社は、社外監査役関 春夫氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役関 春夫氏は、金融機関における豊富な業務経験と、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 監査役佐野榮日出氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は経営の監督体制および業務執行体制の強化のため、執行役員制度を導入しております。

現任の執行役員は次のとおりであります。（平成27年3月31日現在）

執行役員 製造副本部長兼購買部長 小林 晴仁

執行役員 東日本営業部長 浅川 慎一

なお、平成27年4月1日の人事異動により、小林 晴仁氏は執行役員購買部長に、浅川 慎一氏は執行役員商品企画部長に就任いたしました。

② 当事業年度中に退任した取締役および監査役

該当事項はありません。

③ 取締役および監査役の報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役	6 名	6,237万円
監 査 役	3 名	742万円
(うち社外監査役)	(2名)	(622万円)
合 計	9 名	6,979万円
(うち社外役員)	(2名)	(622万円)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成18年6月28日開催の第53回定時株主総会において年額2億円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成18年6月28日開催の第53回定時株主総会において年額2,000万円以内と決議いただいております。

ロ. 社外役員が親会社および子会社等から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・社外監査役関 春夫氏は、当社の100%子会社4社の社外監査役であります。
- ・社外監査役佐野榮日出氏は、田辺工業株式会社および株式会社エヌ・シィ・ティの監査役（社外監査役）であります。なお、当社と両社の間には、特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役会および監査役会への出席状況

	取締役会（14回開催）		監査役会（14回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
監査役関 春 夫	14回	100.0%	14回	100.0%
監査役佐 野 榮日出	14回	100.0%	14回	100.0%

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が4回ありました。

- ・取締役会および監査役会における発言状況

監査役関 春夫氏は、主に金融機関における豊富な経験を生かした見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システムならびに内部監査について、適宜、必要な発言を行っております。

監査役佐野榮日出氏は、主に税理士としての専門的な見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システムならびに内部監査について、適宜、必要な発言を行っております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

二. 社外役員の意見

上記イ. ～ハ. に掲げる事項の記載内容に対して、社外監査役からの意見は特にありません。

ホ. 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、取締役会の監督機能とコーポレート・ガバナンス体制の強化のために、社外取締役の導入が有効な手段と考えて、一定の独立性を有する社外取締役を導入すべく人選を進めてまいりましたが、平成26年6

月26日開催の第61回定時株主総会の時点では適任者を選出できず、当事業年度末日において社外取締役を置かない状況となっております。

そこで、今般の会社法改正により選択が可能となった「監査等委員会設置会社」に移行することとし、適任と判断した3名を社外取締役（監査等委員である取締役）候補者とすることに関連する議案を本総会にお諮りする運びとなりました。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

監査法人セントラル

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	1,975万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべく金銭その他の財産上の利益の合計額	2,545万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

なお、会計監査人監査の対象となるすべての子会社につきましても、監査法人セントラルが会計監査人となっております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役および使用人が法令・定款を遵守し、違反・不正行為を防止するために、社内規程の整備、資料の配付その他の啓蒙活動を実施する。さらには、社内通報制度を導入し、コンプライアンス上、疑義ある行為について取締役および使用人がその通報制度を有効に活用することにより不正行為等の早期発見を図る。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づき、保存媒体に応じて適正かつ確実に、いつでも閲覧できる状態で定められた期間、整理・保存する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営に重大な影響を及ぼすおそれのある損失の危険を適切に認識・評価し、事業リスクその他の個別リスクに対する基本的な管理体制の整備を進めるとともに、緊急事態が生じた場合の危機管理対応策も併せて整備する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会は原則月 1 回開催し、経営に関する重要事項について審議、決議および取締役の業務執行状況の監督等を行う。また、各部門担当取締役は、経営計画に基づいた各部門が実施すべき具体的な施策および効率的な業務の遂行状況を取締役会および経営会議において定期的に報告し、施策および効率的な業務遂行体制を阻害する要因の分析とその改善を図っていく。

⑤ 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、「子会社管理規程」および「関連会社管理規程」に基づき、主要な子会社および主要な関連会社に対する適切な経営管理を行うものとする。

また、連結対象子会社に対しては当社常勤監査役が監査役に就任して監査を行い、業務の適正を確保する体制を整備している。

⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人を置く事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人を置くものとする。なお、使用人の任命・異動等人事権に係る事項の決定には、監査役の事前同意を得ることにより、取締役からの独立性を確保する。

⑦ 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制および監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役が定期的に取締役または使用人から職務執行の状況について報告を受けることができる体制を整備する。

また、「監査役会規則」および「監査役監査基準」に基づく独立性と権限により、監査の実効性を確保するとともに、監査役は内部監査室および会計監査人と緊密な関係を保ちながら自らの監査成果の達成を図る。

(6) 会社の支配に関する基本方針

① 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は上場会社である以上、当社株式の取引は株主の皆様のご判断に委ねるのが原則であり、当社に対する大規模買付行為がなされた場合にこれに応ずるか否かの判断についても、最終的には株主の皆様の自由意思に委ねられるべきであると考えます。

しかしながら、当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、様々なステークホルダーとの信頼関係を維持し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保し、向上させる者でなければならないと考えております。大規模買付行為の中には、①その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、②株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、③対象会社の取締役会や株主が大規模買付行為について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、④買付者の提案した条件よりもさらに有利な条件を株主にもたらしために、対象会社による買付者との交渉を必要とするものなど、企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、このような大規模買付行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適当ではないと考えます。

② 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取り組みについて

当社は、日本の伝統ある食文化を世界に広め、人々に喜びと豊かさを提供することが当社の使命であると考え、かかる使命の追求を通じた企業価値の向上を目指しております。

当社は、中期経営計画「フェニックスプラン65」（第58期～第60期）を策定し、平成22年度から平成24年度までの3年間、当社の企業価値を向上すべく取り組んでまいりました。同計画では、「お客様の信頼に応え、おいしさの感動を届けよう！」をスローガンに、経営基盤を強化するための施策を推進してまいりました。

その結果、創業65周年の節目の第60期は、5期ぶりに営業利益を確保し、利益体質への転換を図ることができました。

当社は、このような利益体質を確固たるものにし、生まれ変わった岩塚製菓グループの永続的発展を実現するため、第61期から第63期までの3年間を対象期間とする中期経営計画「岩塚Re-Bornプラン(61～63)」を策定しまし

た。岩塚製菓グループの創業精神を原点に、「岩塚Re-Bornプラン(61～63)」の下、激変する経営環境に対応するとともに、新しい価値創造に挑戦し、さらなる企業価値の向上に向けて、全グループ会社一丸となって取り組んでいます。

当社は、中期経営計画を着実に実行していくことが、当社グループとステークホルダーとの信頼関係を一層強固に築き上げ、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上につながるものと確信しております。

③ 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者により当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、①で述べた会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者により、当社に対する大規模買付行為が行われるに際し、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために不当な条件による買付けに対する交渉を行うことなどを可能としたりすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大規模買付行為を抑止するための枠組みとして、「当社株式等に対する大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」（以下「本対応方針」という。）を導入いたしております。

イ．大規模買付ルールの設定

本対応方針は、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社の株券等の大規模買付行為が行われる場合に、大規模買付行為を行おうとする者（以下「大規模買付者」という。）に対し、①事前に大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報の提供を求め、②大規模買付行為についての情報収集・検討などを行う時間を確保したうえで、③株主の皆様へ当社経営陣の代替案等を提示し、大規模買付者との交渉を行っていくための手続を定めています。

ロ．新株予約権無償割当ての利用

大規模買付者が本対応方針において定められた手続に従うことなく大規模買付行為を行うなど、当社の企業価値・株主共同の利益が害されるおそれがあると認められる場合には、当社は、当該大規模買付者による権利行使は認められないとの行使条件および当社が当該大規模買付者以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権を、その時点の全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。

ハ、当社取締役会の恣意的判断を排するための独立委員会の利用等

本対応方針においては、大規模買付行為への対抗措置としての本新株予約権の無償割当ての実施もしくは不実施、または本新株予約権の取得などの判断について、当社取締役会による恣意的な判断を排するため、独立委員会規則に従い、当社経営陣からの独立性の高い社外者のみから構成される独立委員会の判断を経ることとしております。また、これに加えて、本新株予約権の無償割当ての実施に際して独立委員会が株主総会の招集、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案の付議を勧告した場合には、原則として当社取締役会は株主総会を招集するものとされております。さらに、こうした手続の過程については、株主の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。

なお、独立委員会は、当社社外監査役1名および社外の有識者2名により構成されております。

ニ、本新株予約権の行使および当社による本新株予約権の取得

本対応方針に従って本新株予約権の無償割当てがなされ、大規模買付者以外の株主の皆様により本新株予約権が行使された場合、または当社による本新株予約権の取得と引換えに、大規模買付者以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合、当該大規模買付者の有する当社株式の議決権割合は、当該行使・取得前と比較して、最大で50%まで希釈化される可能性があります。

④ 上記取り組みに対する当社取締役会の判断およびその判断に係る理由

イ、買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本対応方針は、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を完全に充足しています。

ロ、株主共同の利益の確保・向上の目的をもっていること

本対応方針は、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断すること、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うことなどを可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもっているものです。

ハ．株主意思を重視するものであること(株主総会決議とサンセット条項)

当社は、第60回定時株主総会における株主の皆様のご承認の下に本対応方針を更新しております。

また、本対応方針では、一定の場合には、株主総会において本新株予約権の無償割当てを実施するか否かについて株主の皆様の意思の確認を行うこととしております。

さらに、本対応方針の有効期間は、平成28（2016）年3月期に関する定時株主総会の終結の時までの3年間といたします。また、本対応方針の有効期間の満了前であっても、当社株主総会または当社取締役会の決議によって本対応方針を廃止することができます。

ニ．独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、当社取締役会または取締役の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために、本対応方針の運用に関しての実質的な判断を客観的に行う機関として独立委員会を設置し、当社社外監査役1名および社外の有識者2名により構成されております。

実際に当社に対して大規模買付行為がなされた場合には、独立委員会が独立委員会規則に従い、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するか否かなどの観点から、本新株予約権の無償割当ての実施または不実施について、当社取締役会へ勧告を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して、かかる割当ての実施または不実施に関する会社法上の機関としての決議を行うこととします（ただし、本新株予約権の無償割当ての実施の可否につき当社株主総会に付議した場合には、当該総会の決定に従う。）。

このように、独立委員会によって、当社取締役会の恣意的行動を厳しく監視するとともに、その判断の概要について株主の皆様へ情報開示することとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に資する範囲で本対応方針の透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

ホ．合理的な客観的要件の設定

本対応方針は、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

へ、第三者専門家の意見の取得

大規模買付者が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者(投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、経営コンサルタントその他の専門家を含む。)の助言を受けることができるものとしています。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

ト、デッドハンド型またはスローハンド型買収防衛策ではないこと

本対応方針は、当社の株式等を大量に買い付けた者が指名し、株主総会で選任された取締役により、廃止することができるものとして設計されており、デッドハンド型買収防衛策(株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止または不発動とすることができない買収防衛策)またはスローハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)ではありません。

(注) 本事業報告中における金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(平成27年 3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	5,473,379	流 動 負 債	4,095,561
現 金 及 び 預 金	628,386	買 掛 金	635,212
受取手形及び売掛金	3,747,370	短 期 借 入 金	750,000
有 価 証 券	93,742	1年内返済予定の 長 期 借 入 金	400,000
商 品 及 び 製 品	198,072	未 払 費 用	826,654
仕 掛 品	108,158	未 払 法 人 税 等	360,289
原材料及び貯蔵品	301,279	賞 与 引 当 金	493,052
前 払 費 用	32,966	そ の 他	630,352
繰 延 税 金 資 産	324,644	固 定 負 債	25,289,987
そ の 他	42,710	長 期 未 払 金	76,236
貸 倒 引 当 金	△3,951	繰 延 税 金 負 債	23,889,045
固 定 資 産	90,606,112	退職給付に係る負債	994,436
有 形 固 定 資 産	6,926,496	持分法適用に伴う負債	115,383
建 物 及 び 構 築 物	4,008,054	そ の 他	214,884
機械装置及び運搬具	1,742,308		
土 地	870,834	負 債 合 計	29,385,548
リ ー ス 資 産	84,856	純 資 産 の 部	
建 設 仮 勘 定	178,262	株 主 資 本	13,005,568
そ の 他	42,180	資 本 金	1,634,750
無 形 固 定 資 産	84,315	資 本 剰 余 金	1,859,250
投資その他の資産	83,595,300	利 益 剰 余 金	10,223,883
投 資 有 価 証 券	82,158,876	自 己 株 式	△712,315
長 期 貸 付 金	971,058	その他の包括利益累計額合計	53,688,374
従業員に対する長期貸付金	1,635	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	53,745,536
長 期 前 払 費 用	28,365	退職給付に係る調整累計額	△57,161
繰 延 税 金 資 産	35,344	純 資 産 合 計	66,693,942
そ の 他	425,026		
貸 倒 引 当 金	△25,006	負 債 純 資 産 合 計	96,079,491
資 産 合 計	96,079,491		

(注)記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(平成26年4月1日から)
(平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		22,014,148
売 上 原 価		13,680,666
売 上 総 利 益		8,333,481
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		7,875,030
営 業 利 益		458,451
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	25,628	
受 取 配 当 金	2,185,184	
そ の 他	265,831	2,476,643
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	5,730	
持 分 法 に よ る 投 資 損 失	18,569	
た な 卸 資 産 廃 棄 損	14,413	
そ の 他	10,109	48,823
経 常 利 益		2,886,271
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	656	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	0	657
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	11,909	
リ ー ス 解 約 損	537	12,447
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		2,874,481
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	979,443	
法 人 税 等 調 整 額	197,197	1,176,640
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益		1,697,840
当 期 純 利 益		1,697,840

(注)記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から)
(平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,634,750	1,859,250	8,543,843	△457,969	11,579,873
会 計 方 針 の 変 更 に よ る 累 積 的 影 響 額			85,629		85,629
会 計 方 針 の 変 更 を 反 映 し た 当 期 首 残 高	1,634,750	1,859,250	8,629,472	△457,969	11,665,502
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△103,430		△103,430
当 期 純 利 益			1,697,840		1,697,840
自 己 株 式 の 取 得				△254,345	△254,345
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	1,594,410	△254,345	1,340,065
当 期 末 残 高	1,634,750	1,859,250	10,223,883	△712,315	13,005,568

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	そ の 他 の 包 括 利益累計額合計	
当 期 首 残 高	60,874,119	△79,408	60,794,710	72,374,583
会 計 方 針 の 変 更 に よ る 累 積 的 影 響 額				85,629
会 計 方 針 の 変 更 を 反 映 し た 当 期 首 残 高	60,874,119	△79,408	60,794,710	72,460,213
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△103,430
当 期 純 利 益				1,697,840
自 己 株 式 の 取 得				△254,345
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△7,128,582	22,247	△7,106,335	△7,106,335
当 期 変 動 額 合 計	△7,128,582	22,247	△7,106,335	△5,766,270
当 期 末 残 高	53,745,536	△57,161	53,688,374	66,693,942

(注)記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 4 社
- ・連結子会社の名称 株式会社瑞花
株式会社新潟味のれん本舗
株式会社越後抄
里山元気ファーム株式会社

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社または関連会社の状況

- ・持分法適用の非連結子会社または関連会社数 1 社
- ・関連会社の名称 旺旺・ジャパン株式会社

② 持分法適用手続きに関する特記事項

持分法適用会社は、事業年度が連結会計年度と異なるため、持分法適用会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結会計年度の末日と一致しております。

(4) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準および評価方法

イ. 売買目的有価証券

時価法（売却原価は移動平均法により算定）

ロ. その他有価証券

- ・時価のあるもの

連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

- ・時価のないもの

主として移動平均法による原価法

ハ. たな卸資産

主として総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3～50年

機械装置及び運搬具 4～10年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

ハ. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

④ その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ. 退職給付に係る負債の計上基準

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理することとしております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

（会計基準の改正等に伴う会計方針の変更）

1. 会計方針の変更の内容および理由（会計基準等の名称）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）および「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を退職給付会計基準第35項本文および退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務および勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給

付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から退職給付の支払見込期間および支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

2. 遡及適用をしなかった理由等

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務および勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

3. 計算書類の主な項目に対する影響額

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が117,877千円減少し、利益剰余金が85,629千円増加しております。また、当連結会計年度の営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益への影響は軽微であります。

なお、当連結会計年度の1株当たりの純資産額および1株当たりの当期純利益に与える影響は軽微であります。

ロ. 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 追加情報

(法定実効税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正)

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）および「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.38%から平成27年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については32.83%に、平成28年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.06%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は177,938千円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産および担保に係る債務

① 担保に供している資産	建物及び構築物	1,705,599千円
	土地	385,745千円
	計	2,091,345千円
② 担保に係る債務	短期借入金	450,000千円
	1年内返済予定の長期借入金	400,000千円
	計	850,000千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 15,005,986千円

(3) 保証債務

関連会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

旺旺・ジャパン株式会社 185,000千円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類および総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	5,995,000株	一株	一株	5,995,000株

(2) 自己株式の種類および株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	248,888株	39,257株	一株	288,145株

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加は、会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得39,200株および単元未満株式の買取り57株によるものであります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成26年6月26日 定時株主総会	普通株式	103,430千円	18.00円	平成26年3月31日	平成26年6月27日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成27年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	102,723千円	18.00円	平成27年3月31日	平成27年6月26日

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、運転資金、設備投資資金等を自己資金で賄っておりますが、必要に応じて短期の運転資金等を銀行借入により調達しております。

一時的な余資は流動性の高い金融商品で運用し、運用期間を短期とすることにより、市場リスクを極力回避しております。なお、デリバティブ取引は、全く利用しておりません。

② 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は主に業務上の関係を有する企業株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、全てが1年以内の支払期日であります。

短期借入金および1年内返済予定の長期借入金は、主に営業取引に係る資金調達であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、社内規程に基づき営業債権について、各事業部門における担当者が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握により貸倒リスクの軽減を図っております。

ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価を把握するとともに、業務上の関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、資金繰計画を適時に作成・更新するとともに、手許流動性を維持することにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注）2.参照）。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	時価差額
(1) 現金及び預金	628,386	628,386	—
(2) 受取手形及び売掛金	3,747,370	3,747,370	—
(3) 有価証券及び投資有価証券	79,948,573	79,948,573	—
(4) 買掛金	635,212	635,212	—
(5) 短期借入金	750,000	750,000	—
(6) 1年内返済予定の長期借入金	400,000	400,000	—

（注）1. 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、株式等は取引所の価格によっております。

(4) 買掛金、(5) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) 1年内返済予定の長期借入金

1年内返済予定の長期借入金については、3ヶ月ごとに金利の見直しが行われており、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2. 非上場株式（連結貸借対照表計上額2,304,045千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

6. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 11,686円64銭

(2) 1株当たり当期純利益 295円58銭

（期中平均発行済株式数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づき算出）

7. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸 借 対 照 表

(平成27年 3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	4,900,611	流 動 負 債	3,943,514
現 金 及 び 預 金	143,932	買 掛 金	617,624
受 取 手 形	2,742	短 期 借 入 金	750,000
売 掛 金	3,655,761	1年以内返済予定の 長 期 借 入 金	400,000
有 価 証 券	93,742	リ ー ス 債 務	42,184
商 品 及 び 製 品	189,773	未 払 金	358,311
仕 掛 品	108,158	未 払 費 用	813,754
原材料及び貯蔵品	296,180	未 払 法 人 税 等	338,209
前 払 費 用	28,906	預 り 金	20,130
繰 延 税 金 資 産	320,811	前 受 収 益	712
そ の 他	63,163	賞 与 引 当 金	449,729
貸 倒 引 当 金	△2,561	そ の 他	152,856
固 定 資 産	90,359,616	固 定 負 債	25,007,618
有 形 固 定 資 産	6,617,838	長 期 預 り 保 証 金	106,682
建 物	3,638,703	リ ー ス 債 務	56,079
構 築 物	238,377	退 職 給 付 引 当 金	837,910
機 械 及 び 装 置	1,726,397	繰 延 税 金 負 債	23,889,045
車 輜 運 搬 具	15,666	そ の 他	117,900
工具、器具及び備品	31,772		
土 地	713,530	負 債 合 計	28,951,133
リ ー ス 資 産	75,127	純 資 産 の 部	
建 設 仮 勘 定	178,262	株 主 資 本	12,563,558
無 形 固 定 資 産	45,146	資 本 金	1,634,750
投資その他の資産	83,696,632	資 本 剰 余 金	1,859,250
投 資 有 価 証 券	82,158,876	資 本 準 備 金	1,859,250
関 係 会 社 株 式	170,000	利 益 剰 余 金	9,781,874
出 資 金	276,121	利 益 準 備 金	101,437
長 期 貸 付 金	971,058	そ の 他 利 益 剰 余 金	9,680,436
従業員に対する長期貸付金	1,635	別 途 積 立 金	7,942,000
破 産 更 生 債 権 等	7,836	繰 越 利 益 剰 余 金	1,738,436
長 期 前 払 費 用	25,256	自 己 株 式	△712,315
差 入 保 証 金	54,221	評価・換算差額等	53,745,536
そ の 他	56,632	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	53,745,536
貸 倒 引 当 金	△25,006	純 資 産 合 計	66,309,095
資 産 合 計	95,260,228	負 債 純 資 産 合 計	95,260,228

(注)記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成26年4月1日から)
(平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		20,713,705
売 上 原 価		13,455,070
売 上 総 利 益		7,258,634
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		6,890,154
営 業 利 益		368,480
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	25,805	
受 取 配 当 金	2,185,184	
そ の 他	279,946	2,490,936
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	6,081	
有 価 証 券 評 価 損	4,017	
た な 卸 資 産 廃 棄 損	14,413	
そ の 他	6,003	30,515
経 常 利 益		2,828,901
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	599	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	0	599
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	9,553	
リ ー ス 解 約 損	537	10,091
税 引 前 当 期 純 利 益		2,819,409
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	955,062	
法 人 税 等 調 整 額	197,259	1,152,321
当 期 純 利 益		1,667,087

(注)記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から)
(平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金			
当 期 首 残 高	1,634,750	1,859,250	1,859,250	101,437	6,647,000	1,402,442	8,150,880	△457,969	11,186,910
会計方針の変更による累積的影響額						67,335	67,335		67,335
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,634,750	1,859,250	1,859,250	101,437	6,647,000	1,469,778	8,218,216	△457,969	11,254,246
当 期 変 動 額									
別 途 積 立 金 の 積 立 て					1,295,000	△1,295,000	－		－
剰余金の配当						△103,430	△103,430		△103,430
当 期 純 利 益						1,667,087	1,667,087		1,667,087
自己株式の取得								△254,345	△254,345
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	－	－	－	－	1,295,000	268,657	1,563,657	△254,345	1,309,311
当 期 末 残 高	1,634,750	1,859,250	1,859,250	101,437	7,942,000	1,738,436	9,781,874	△712,315	12,563,558

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	60,874,119	60,874,119	72,061,030
会計方針の変更による累積的影響額	0	0	67,335
会計方針の変更を反映した当期首残高	60,874,119	60,874,119	72,128,366
当 期 変 動 額			
別 途 積 立 金 の 積 立 て			－
剰余金の配当			△103,430
当 期 純 利 益			1,667,087
自己株式の取得			△254,345
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△7,128,582	△7,128,582	△7,128,582
当期変動額合計	△7,128,582	△7,128,582	△5,819,270
当 期 末 残 高	53,745,536	53,745,536	66,309,095

(注)記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準および評価方法

① 子会社および関連会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

・時価のあるもの

事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの

主として移動平均法による原価法

③ たな卸資産

・製品、原材料、仕掛品、貯蔵品のうち燃料

総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

・貯蔵品のうち燃料以外のもの

最終仕入原価法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物 3～50年

機械及び装置 10年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④ 長期前払費用

均等償却

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して翌期支給する賞与のうち当期の負担すべき支給見込額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

（会計基準の改正等に伴う会計方針の変更）

1. 会計方針の変更の内容および理由（会計基準等の名称）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）および「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。）を、当事業年度より適用し、退職給付債務および勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から退職給付の支払見込期間および支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

2. 遡及適用をしなかった理由等

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務および勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

3. 計算書類の主な項目に対する影響額

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が99,110千円減少し、利益剰余金が67,335千円増加しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益および税引前当期純利益への影響は軽微であります。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

② 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産および担保に係る債務

① 担保に供している資産	建物	1,705,599千円
	土地	385,745千円
	計	2,091,345千円
② 担保に係る債務	短期借入金	450,000千円
	1年内返済予定の長期借入金	400,000千円
	計	850,000千円
(2) 有形固定資産の減価償却累計額		14,679,939千円

(3) 保証債務

関連会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

旺旺・ジャパン株式会社 185,000千円

(4) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権	102,078千円
② 短期金銭債務	45千円

(5) 圧縮記帳額

国庫補助金の受入れにより、下記の圧縮記帳額を当該資産の取得価額から控除しております。

建物	69,013千円
構築物	6,357千円
機械及び装置	267,002千円
車輛運搬具	5,612千円
工具、器具及び備品	1,142千円
計	349,127千円

3. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前事業年度まで営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「有価証券評価損」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より、区分掲記いたしました。

なお、前事業年度の「有価証券評価損」は2,350千円であります。

4. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

売上高	1,924,438千円
売上原価	640千円
販売費及び一般管理費	18,036千円
営業取引以外の取引（収入）	15,956千円
営業取引以外の取引（支出）	351千円

(2) 研究開発費 253,830千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類および株式数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	248,888株	39,257株	一株	288,145株

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加は、会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得39,200株および単元未満株式の買取り57株によるものであります。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金	8,356千円
未払費用	125,431千円
賞与引当金	147,646千円
退職給付引当金	268,634千円
長期未払金	23,637千円
投資有価証券減損処理	55,096千円
関係会社株式評価損	44,883千円
ゴルフ会員権評価損	18,525千円
投資有価証券移転関連費用	1,195,293千円
その他	<u>71,644千円</u>
繰延税金資産小計	1,959,149千円
評価性引当額	<u>△165,564千円</u>
繰延税金資産合計	1,793,584千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	<u>△25,361,817千円</u>
繰延税金負債計	<u>△25,361,817千円</u>
繰延税金負債の純額	<u>△23,568,233千円</u>

(法定実効税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正)

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)および「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.38%から平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については32.83%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.06%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は177,432千円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

7. 関連当事者との取引に関する注記
 関連会社等

種 類	会 社 等 の 名 称	議 決 権 等 の 所 有 (被所有) 割 合	取 引 の 内 容	取 引 金 額	科 目	期 末 残 高
子 会 社	株 式 会 社 瑞 花	100%	当社製品の販売	459,393千円	売 掛 金	26,626千円
子 会 社	株式会社新潟味のれん本舗	100%	当社製品の販売	1,038,483千円	売 掛 金	40,289千円
子 会 社	株 式 会 社 越 後 抄	100%	当社製品の販売	272,514千円	売 掛 金	7,073千円
子 会 社	里山元気ファーム株式会社	100%	当社製品の販売	118,277千円	売 掛 金	5,821千円

(注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引価額は、市場の実勢価格を勘案し合理的に決定しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 11,619円20銭
 (2) 1株当たり当期純利益 290円23銭
 (期中平均発行済株式数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づき算出)

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年5月14日

岩塚製菓株式会社
取締役会 御中

監査法人セントラル

代表社員 公認会計士 亀井 準 ⑩
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 野口 祐嗣 ⑩

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、岩塚製菓株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、岩塚製菓株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年 5 月14日

岩塚製菓株式会社
取締役会 御中

監査法人セントラル

代 表 社 員 公 認 会 計 士 亀 井 準 ⑨
業務執行社員

業務執行社員 公 認 会 計 士 野 口 祐 嗣 ⑨

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、岩塚製菓株式会社
の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第62期事業年度の計算
書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別
注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の
基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することに
ある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びそ
の附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統
制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場
から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監
査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠し
て監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書
に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査
計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監
査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断
により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示
のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の
有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク
評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算
書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討す
る。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経
営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附
属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手した
と判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第62期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人セントラルの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人セントラルの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年 5月15日

岩塚製菓株式会社 監査役会

常勤監査役 関 春 夫 ㊟

監 査 役 平 石 毅 一 ㊟

監 査 役 佐 野 榮日出 ㊟

(注) 監査役関春夫及び佐野榮日出は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主様への利益還元を経営の最重要政策のひとつと考え、業績に裏付けられた成果の配分を基本方針としております。第62期の期末配当は、株主の皆様への安定的な配当の継続を基本に、通期の業績を踏まえたうえで1株当たり18円といたしたいと存じます。また、その他の剰余金の処分につきましては、業績および財務体質の強化と安定的かつ持続的な企業成長のための内部留保資金を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金18円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は102,723,390円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年6月26日といたしたいと存じます。

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金	1,600,000,000円
---------	----------------

(2) 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金	1,600,000,000円
-------	----------------

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 当社は、平成26年5月19日に公表した「執行役員制度の導入及び執行役員選任に関するお知らせ」のとおり、業務執行上の意思決定の迅速化および業務執行の効率化を図るため、執行役員制度を導入しております。これらの取り組みをさらに進めつつ、監査・監督機能とガバナンス体制の一層の強化を図るため、監査等委員会設置会社に移行するべく、所要の定款変更を行うものです。
- (2) 非業務執行取締役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、また、適切な人材の招聘を継続的に行うことができるようにするため、取締役の責任限定契約の規定を新設するものであります。なお、本議案の提出につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) 上記条文の新設、変更および削除に伴う条数の変更その他所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

なお、本定款変更は本総会終結の時をもって効力が発生するものとします。

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
第1章 総則 (機 関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査役 <u>3. 監査役会</u> <u>4. 会計監査人</u> 第4章 取締役及び取締役会 (員 数) 第19条 当社の取締役は、<u>8</u>名以内とする。 (新設) (選任方法) 第20条 取締役は、株主総会において選任する。 ② (条文省略) ③ (条文省略)	第1章 総則 (機 関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> <u>3. 会計監査人</u> 第4章 取締役及び取締役会 (員 数) 第19条 当社の取締役は、<u>12</u>名以内とする。 <u>② 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は4名以内とする。</u> (選任方法) 第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。</u> ② (現行どおり) ③ (現行どおり)

現行定款	変更案
(任 期) 第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② <u>増員また補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u> (新設) (新設) (取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 (取締役会の決議方法等) 第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。 ② 当会社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りではない。</u> (報酬等) 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。	(任 期) 第21条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (削除) ② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> ③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> (取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 (取締役会の決議方法等) 第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。 ② 当会社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができる者に限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。 (報酬等) 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。</u>

現行定款	変更案
(新設) 第5章 監査役及び監査役会 (員 数) 第28条 当社会社の監査役は4名以内とする。 (選任方法) 第29条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 (任 期) 第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 (常勤の監査役) 第31条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。 (監査役会の招集通知) 第32条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。	(取締役との責任限定契約) <u>第28条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u> (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除)

現行定款	変更案
<u>(監査役会の決議方法)</u> 第33条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u> <u>(監査役会規則)</u> 第34条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u> <u>(報酬等)</u> 第35条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u> (新設) (新設) (新設) 第6章 計 算 第36条 (条文省略) (剰余金の配当の基準日) 第37条 <u>当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。</u> 第38条～第39条 (条文省略)	(削除) (削除) (削除) 第5章 監査等委員会 <u>(監査等委員会の招集通知)</u> 第29条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。</u> <u>ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> ② <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手續きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u> <u>(監査等委員会規則)</u> 第30条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u> 第6章 計 算 第31条 (現行どおり) (剰余金の配当の基準日) 第32条 <u>当会社の期末配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。</u> 第33条～第34条 (現行どおり)

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたしますので、取締役全員（6名）は、会社法第332条第7項第1号の定めに従い、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては経営体制の一層の強化を図るため、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）1名を増員し、7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案とおり承認可決されること、および同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものとします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 お よ び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
1	まき はる お 楨 春 夫 (昭和26年5月26日生)	昭和51年12月 当社入社 昭和58年12月 当社取締役営業本部長 昭和61年12月 当社常務取締役 平成4年3月 当社専務取締役 平成10年6月 当社代表取締役社長（現任） （重要な兼職の状況） 旺旺・ジャパン株式会社取締役 Want Want China Holdings Limited非執行董事 株式会社エム・アイ・ピー取締役 株式会社紀文食品監査役	91,480株
2	ごう よし お 郷 芳 夫 (昭和30年4月22日生)	昭和61年2月 当社入社 平成12年2月 当社本社第一製造部長 平成14年2月 当社製造本部長 平成14年6月 当社取締役製造本部長 平成18年5月 当社取締役管理本部長 平成23年2月 当社取締役管理本部長兼品質保証室長 平成25年6月 当社常務取締役兼管理本部長 平成27年3月 当社常務取締役兼管理本部長兼内部監査室長 平成27年4月 当社常務取締役兼管理本部長（現任） （重要な兼職の状況） 旺旺・ジャパン株式会社監査役	3,000株

候補者 番号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 お よ び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
3	おお や とし ひさ 大 矢 俊 寿 (昭和28年5月20日生)	昭和47年4月 当社入社 平成9年11月 当社 I P S 推進室長 平成10年10月 当社物流部長 平成14年2月 当社経営企画室長 平成17年1月 当社 I P S 推進室長 平成18年10月 当社生産管理部長 平成20年1月 当社営業管理部長 平成20年10月 当社製造副本部長兼購買部長 平成21年2月 当社製造副本部長兼製造企画部長 平成21年6月 当社取締役製造副本部長兼製造企画部長 平成22年6月 当社取締役製造本部長 平成22年9月 当社取締役製造本部長兼製造管理部長 平成26年2月 当社取締役製造本部長兼 I P S 推進室長 (現任)	1,300株
4	こ ばやし まさ みつ 小 林 正 光 (昭和30年1月1日生)	昭和48年3月 当社入社 平成10年2月 当社本社第二製造部長 平成12年12月 当社本社第三製造部長 平成13年2月 当社製造管理部長 平成13年7月 当社 I P S 推進室長 平成17年1月 当社第一製造部長 平成20年2月 当社開発部長 平成21年6月 当社取締役開発部長 平成21年8月 当社取締役マーケティング本部長兼商品部長 平成24年1月 当社取締役商品開発本部長 (現任)	1,000株
5	ほし の ただ ひこ 星 野 忠 彦 (昭和35年12月29日生)	昭和59年4月 当社入社 平成14年2月 当社マーケティング部長 平成17年10月 当社生産管理部長 平成18年10月 当社マーケティング部長 平成19年1月 当社 R & D ・ M 部長 平成20年10月 当社北海道事業部長 平成22年9月 当社営業本部長 平成23年6月 当社取締役営業本部長 平成25年2月 当社取締役営業本部長兼広域流通部長 (現任)	6,100株
6	まさ だい すけ 楨 大 介 (昭和54年8月14日生)	平成18年5月 当社入社 平成25年6月 当社取締役経営企画室長 平成27年2月 当社取締役経営企画本部長兼経営企画室長 (現任) (重要な兼職の状況) 旺旺・ジャパン株式会社取締役	一株

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 お よ び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
※ 7	こ ば や し は る ひ と 小 林 晴 仁 (昭和36年2月6日生)	平成2年4月 当社入社 平成12年12月 当社購買部長 平成14年2月 当社製造管理部長 平成17年1月 当社内部監査室長 平成18年3月 当社営業管理部長 平成21年1月 当社購買部長 平成24年7月 当社生産管理部長 平成25年2月 当社購買部長 平成26年2月 当社製造副本部長兼購買部長 平成26年6月 当社執行役員製造副本部長兼購買部長 平成27年4月 当社執行役員購買部長（現任）	一株

(注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 現任取締役である各候補者は、上記のほか、事業報告「2. (3)①取締役および監査役の状況」に記載のとおり、当社100%子会社の取締役を兼務しております。

3. 候補者番号の※印は、新任の取締役候補者であります。

第４号議案 監査等委員である取締役３名選任の件

第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役（監査等委員。以下、本議案において同じ。）３名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案の決議の効力は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、および同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものとします。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査等委員の候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 お よ び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
1	い し か わ ゆたか 石 川 豊 (昭和29年2月10日生)	昭和52年4月 株式会社北越銀行入行 平成8年4月 同行審査部課長 平成14年10月 同行亀田支店長 平成16年9月 同行栃尾支店長 平成18年10月 同行小千谷支店長 平成20年6月 同行監査部長 平成22年4月 同行人事部長 平成24年6月 北越信用保証株式会社代表取締役社長(現任)	一株
2	きの よし ひ で 佐野 榮日出 (昭和17年11月13日生)	昭和36年4月 東京国税局入署 平成12年7月 関東信越国税局高田税務署長 平成13年9月 税理士登録 平成19年4月 関東信越税理士会長岡支部長 平成19年6月 当社社外監査役(現任) 平成23年4月 関東信越税理士会新潟県支部連合会副会長(現任) (重要な兼職の状況) 田辺工業株式会社常勤監査役 株式会社エヌ・シー・ティ監査役	一株
3	ふか い かず お 深 井 一 男 (昭和27年1月10日生)	昭和45年4月 関東信越国税局採用 平成3年7月 同局館林税務署統括国税調査官 平成6年7月 関東信越国税不服審判所国税審査官 平成11年7月 関東信越国税局総括主査 平成13年3月 同局沼田税務署総務課長 平成21年7月 同局新潟税務署特別国税調査官 平成24年8月 税理士登録(現在に至る)	一株

(注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

2. 石川 豊氏は平成27年6月23日開催の北越信用保証株式会社株主総会終結の時をもって、同社代表取締役社長を退任する予定であります。

3. 石川 豊氏、佐野榮日出氏および深井一男氏は、社外取締役（監査等委員）候補者であります。
4. 社外取締役（監査等委員）候補者の選任理由および社外取締役（監査等委員）としての独立性ならび責任限定契約について
 - (1) 石川 豊氏は、主に金融機関における豊富な経験と専門的な知識を有しており、経営全般の監視と有効な助言をしていただけるものと判断しております。
 - (2) 佐野榮日出氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。その間、主に税理士としての専門的な見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与していない者に該当いたしますが、上記の理由より、社外取締役（監査等委員）としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
 - (3) 深井一男氏は、過去に会社経営に関与した経験はありませんが、長年にわたる国税庁での業務および税理士としての豊かな業務経験と専門知識を当社の監査体制に活かしていただけると判断しております。
 - (4) 石川 豊氏、佐野榮日出氏および深井一男氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者ではなく、また過去5年間に当社の特定関係事業者の業務執行者であったこともありません。
 - (5) 石川 豊氏、佐野榮日出氏および深井一男氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
 - (6) 石川 豊氏、佐野榮日出氏および深井一男氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
 - (7) 当社は第2号議案の承認可決を条件として石川 豊氏、佐野榮日出氏および深井一男氏が社外取締役（監査等委員）に就任した場合、各氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく監査等委員の責任限度額は、法令が規定する額となります。
 - (8) 石川 豊氏の選任が承認された場合、同氏は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員および当社独立委員会の委員として指定する予定であります。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役（監査等委員。以下、本議案において同じ。）が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、および同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものとします。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査等委員の候補者は、次のとおりであります。

ふりがな氏 （生年月日）	略歴および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
ほそ かい いわお 細 貝 巖 （昭和33年7月4日生）	平成4年4月 弁護士登録 尚和法律事務所（現ジョーンズ・デイ法律事務所）入所 平成7年4月 河鯨法律事務所入所 平成11年3月 細貝法律事務所開設 現在に至る （重要な兼職の状況） 三幸倉庫株式会社代表取締役社長	一株

（注）1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 細貝 巖氏は、補欠の社外取締役（監査等委員）として選任するものであります。

3. 補欠の社外取締役（監査等委員）の選任理由および社外取締役（監査等委員）としての独立性ならび責任限定契約について

- （1）細貝 巖氏の長年の弁護士として培われた法律知識および企業経営における経験を、同氏が取締役（監査等委員）に就任された場合に、当社の監査体制に活かしていただくため、補欠の社外取締役（監査等委員）として選任をお願いするものであります。
- （2）細貝 巖氏は、過去5年間に当社または当社の特定関係事業者の業務執行者となったことはありません。
- （3）細貝 巖氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
- （4）細貝 巖氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者ではありません。
- （5）当社は第2号議案の承認可決を条件として細貝 巖氏が補欠の社外取締役（監査等委員）に承認可決され、なおかつ監査等委員の欠員により社外取締役に就任した場合、同氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく監査等委員の責任限度額は、法令が規定する額となります。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社の取締役の報酬限度額は、平成18年6月28日開催の第53回定時株主総会において年額2億円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とご決議いただき今日に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役の報酬枠を廃止し、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額2億円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

また、現在の取締役は6名ですが、第2号議案および第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は7名となります。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、および同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものとします。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額2,000万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

また、現在の監査役は3名ですが、第2号議案および第4号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、および同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものとします。

第8号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人であります監査法人セントラルは、本総会終結の時をもって任期満了により、退任されますので、新たに新日本有限責任監査法人を後任の監査法人として選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては監査役会の決定に基づいております。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

名称	新日本有限責任監査法人
主たる事務所の所在地	東京都千代田区内幸町二丁目2番3号 日比谷国際ビル
主たる事務所	東京、札幌、仙台、新潟、長岡他 国内事業所全33カ所 ロンドン、パリ、ニューヨーク他 海外駐在全47カ所
沿革	平成12年4月 太田昭和監査法人とセンチュリー監査法人の合併により監査法人太田昭和センチュリーとなる 平成13年7月 新日本監査法人に名称変更 平成20年7月 新日本有限責任監査法人となる
人員構成	公認会計士 3,463名（社員627名、職員2,836名） 公認会計士試験合格者等 1,091名（職員1,091名） その他 1,710名（社員22名、職員1,688名） 合計 6,264名（社員649名、職員5,615名） ※平成27年3月31日現在の非常勤を除く人員

(注)監査役会が新日本有限責任監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、監査法人の概要、欠格事由の有無、海外事業に係る会計監査を含めた監査実績、職業的専門家としての高い知見、独立性および監査品質の確保、監査計画および監査体制の適切性等に適っており、当社の会計監査の適正と信頼性を確保する上で、最適と判断し、決定したものであります。

以 上

メ モ

This image shows a full page of white paper with horizontal dashed lines, typical of primary-ruled notebook paper. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

株主総会会場ご案内図



会 場

岩塚製菓株式会社 R & D ・ Mセンター

3階 コンベンションホール

新潟県長岡市飯塚2958番地

電話 0258 (92) 5562